

## 昨今の賃上げ情勢に思う

3月は賃上げ率に関する報道をよく見る機会がありました。連合が発表した2025年度の中小企業の平均賃上げ率は4.97%、額で言うと月額1万3,283円の上昇となるようです。

ただし、中小零細企業の従業員の8割以上が労働組合に加入していないことを鑑みると、実際の中小零細企業の平均値はまた別物と推測されます。

また、大手企業では初任給30万円超などの報道もみられます。本当なのかどうか気になるのですが、大手企業の従業員に聞いてみたところ、本当だけど賞与の支給額が以前に比べ減少しており単純に増加しているわけでは無いとのことでした。採用競争で勝負するためには初任給で大きな差異があっては土俵に上がることもできませんから、そのような対応をしている企業もあるようです。

なお、賃上げ率は残業や賞与を除く月の固定給の増減額により算定するため、年収が賃上げ率並みに増加するわけではないようです。(実態がよく分かりませんね)

人材の獲得競争や物価高への対応として賃金の引き上げが顕著となって2年が経過しました。また、日銀の金融政策の見直しから1年が経過し借入金の利率も上昇しています。

固定費全般が年々増加傾向にある中、中小企業の足元の業況をみると、仕入・外注費の高騰により粗利益が減少している、又は値上げにより粗利益は増加しているが固定費がそれ以上に増加している等の状況が多くみられるようになっていきます。

企業規模に関係なく日々の取り組みと毎月の結果(試算表)の検証が重要となります。行動の結果は時間差があっても必ず数字に表れます。現実直視、謙虚な姿勢で数字をとるよう心掛けて下さい。

(所長：税理士 本野 智之)

## 仕事場で使う用品にお困りではないですか？

会員登録は無料! はじめてカウネットをご利用の方へ

ご注文商品のお届け  
当日または翌日

2,500円(税込)以上のご注文で  
配送料当社負担

ポイントが  
値引きに使える

### CATEGORY カテゴリー



文房具・  
ステーションナリー



パソコン・  
OA用品



家具・  
インテリア



ドリンク・  
フード



日用品・  
生活雑貨



コピー用紙・  
トナー・インク



電化製品・  
照明・電池



衛生  
関連用品



テーブル・  
梱包資材



カウコレ  
プレミアム商品

詳しい内容は担当まで

年収の壁  
とは？

Q & A  
193 回

年収の壁の改正で何が変わるのか？



年収がある一定の金額を超えると税金や社会保険料を支払わなくてはなりません。その一定の金額を年収の壁といい以下の3つがあります。

1. 「103万円の壁」→税金に関する壁 →160万円の壁になりました
2. 「130万円の壁」 →社会保険の扶養に関する壁 →当面維持
3. 「106万円の壁」 →配偶者の扶養に関する壁 →収入要件が令和8年10月に撤廃予定

多くの人を手取りを減らす税金や社会保険料の負担を嫌い「働き損」を避けるために収入を調整する「働き控え」をしてきました。この「働き控え」を減らすために「年収の壁に対する改正」が行われました。

今回は、この3つの壁のうち「税金に関する壁」いわゆる「103万円の壁」の改正について以下に詳しくお伝えします。

給与収入から控除される基礎控除48万円と給与所得控除55万円がそれぞれ10万円ずつ引き上げられ、基礎控除58万円と給与所得控除65万円となり、103万円の壁から「123万円の壁」へ引き上げとなっていました。最終的には基礎控除特例が加わったことにより、最大160万円へ引き上げられることになりました。

基礎控除特例  
とは？

### 1. 低所得者層の税負担への配慮

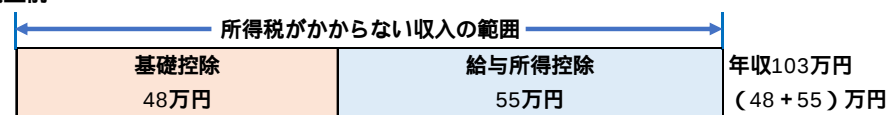
生活保護基準や最低賃金の水準などを考慮し、課税最低額を160万円に引き上げ

### 2. 中所得者層を含めた税負担軽減(令和7年・8年)

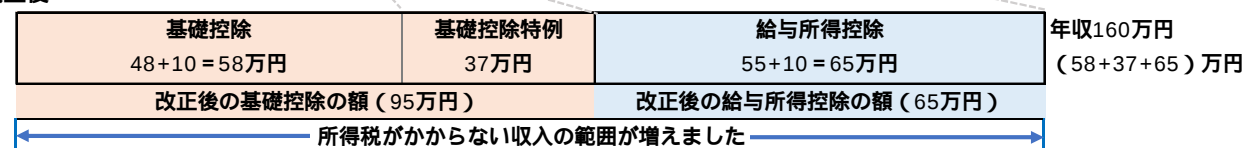
物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状を踏まえ、高所得者優遇とならないよう上乗せ

この上乗せは年収200万円以下は恒久的な措置、  
200万円を超える人は2年間の限定措置となっています。

改正前



改正後



改正後の基礎控除の額

注：給与所得控除も収入金額により変わります

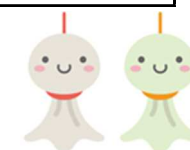
| 合計所得金額           | 給与収入のみの場合        | 基礎控除額   | 基礎控除額内訳   |
|------------------|------------------|---------|-----------|
|                  |                  | 令和7.8年分 | 令和7.8年分   |
| ～132万円以下         | ～200万円以下         | 95万円    | 58万円+37万円 |
| 132万円超～336万円以下   | 200万円超～475万円以下   | 88万円( ) | 58万円+30万円 |
| 336万円超～489万円以下   | 475万円超～665万円以下   | 68万円( ) | 58万円+10万円 |
| 489万円超～655万円以下   | 665万円超～850万円以下   | 63万円( ) | 58万円+5万円  |
| 655万円超～2,350万円以下 | 850万円超～2,545万円以下 | 58万円    |           |

注：2,350万円超は、基礎控除が段階的に減少するしくみとなっております。

適用時期 令和7年の所得税から適用。令和7年分の所得税については、年末調整で対応することとされています。住民税は、現行のままです。

### ●担当者より●

長らく年収103万円の壁で知られてきましたが、今回の税制改正により新たに年収160万円の壁が誕生しました。国民民主党が提案していた年収178万円までの引き上げの実現には至りませんでした。今後年収の壁問題の議論が続く見込みですので、動向に注目です。(担当者：高木 麻衣)



今回は フ レ ー メ ン  
BREMAN さん を 紹 介 し ま す

今回は、金沢市疋田にあります「BREMAN」さんをご紹介します。金沢市立千坂小学校のすぐ近くにあり、看板工事業を営んでおられます。ロゴマークやホームページも作成していらっしゃいますので、ご興味のある方は、是非お問合せ下さい。

## 事業内容

### ●看板製作 今までに制作した看板



シックでモダンなデザイン



町屋の雰囲気にならせた看板



古い町並みと新しいデザインの看板が調和しています



お客様のご要望に応じて看板を制作して頂けます

### ●ロゴマークのデザイン等

顧客の方から話を聞き、イメージに沿った「ロゴマークのデザイン」をしてくれます。



BREMAN HP より

### 代表者中村様より

一般的な店舗サインはもちろん、他所では実現できなかった特殊でニッチな看板まで BREMAN ではお客様の希望に寄り添い実現可能を探究します

### ●担当者より●

上記で紹介したほか、封筒・ダイレクトメール・診察券・メニュー表など幅広い媒体のデザインを取り扱っておりますので、自社のデザインイメージを統一されたい企業さん等もぜひご相談ください。

(担当者：細川 航太)

### ●ホームページ

ホームページの制作もされています。スマートフォンからでも見やすい最適なデザインが可能です。

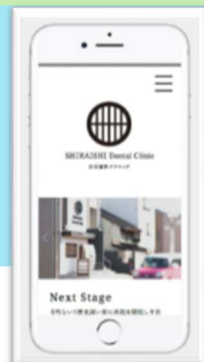


看板やホームページのことなど、是非ご相談下さい

### ●名刺その他

ロゴマークの開発から、ロゴマークを使用した名刺のデザインもしてくれます。会社のイメージや雰囲気に合わせた名刺が出来上がります。その他アプリケーション開発も可能です。自社の封筒等各種アプリケーションツールでご希望があればご相談下さい。

スマートフォンの縦型で見やすいデザインもあります



BREMAN 様  
会社入口

### BREMAN

住 所：金沢市疋田町口 4-6  
T E L：090-6813-6966  
ホームページ  
<https://breman.jp/web/>  
お問合せ  
Info@breman.jp



## 5 月・6 月の税務と行事

○ 日曜日・祝祭日 ○ 表会計休業日



## 5 May

SUN MON TUE WED THU FRI SAT

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

12 日 源泉所得税の納付（毎月）  
6/2 3 月決算法人の確定申告  
9 月決算法人の予定・中間申告  
自動車税、軽自動車税納付

## 6 June

SUN MON TUE WED THU FRI SAT

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 |    |    |    |    |    |

10 日 源泉所得税の納付（毎月）  
30 日 4 月決算法人の確定申告  
10 月決算法人の予定・中間申告

## 連載中

## 励ましと自省の言葉

会長（表征史）の  
祈りの言葉となっております。

## 人間らしくとは？

私は食事する前に次の言葉を添えることにしています。  
“天地（あめつち）の恵みと多くの人々の働きに感謝して命の根源（もと）”をつつしんでいただきます。（合掌）禅宗では“食事の偈”ということを唱え行っていますが、いい言葉だなあと思い 20 年近く続けています。

そして、ここ 5、6 年くらい前からは夕食時に次の言葉も加わりました。  
「〇月〇日何曜日、善夫さん、由香里さん（息子夫婦）今日も一日ご苦労様でした。又一日お世話になりました。ありがとうございます。ご家族の皆様、それぞれともども健康無事な一日が過ぎようとしております。なかなか有り難きこと。ご先祖の皆様のご加護とお導きのお陰様です。ありがとうございます。（合掌）」  
息子夫婦、孫達も今では少し神妙な面持ちで手を合わせ、合掌していただいております。

80 年余、健康で無事に生きて来られた身にとって万象万物に感謝して食事をいただくことの作法として当り前に感じていたのですが最近又、別のことも考えるようになりました。  
それは「人間だけができること！」ということです。犬や猫は食事の前に手を合わせていない！？なるほど人間だけができることなんだなあ？と！  
そういえば、食事のお片付けもそうだなあ、朝起きたらする家族や職員の皆様にする“おはようございます”の挨拶もそうだなあ！

80 年余の年になって“そうか、そうか、人間が人間らしい行いとはこういうことなんだなあ！”と改めて感じています（笑）。難しいことは分かりませんが、人間のする“行い”と“言葉”には“その人の心”というものが伴っているのだなあ！  
人と人との交流、社会性は“言葉”と“行い”で成り立っているが、その発動の根底に常に“その人の心”が在るということなんだ...と。  
そういえば、孔子に、人が生きる上で一番大切なものは何でしょうか？と聞いた弟子に“夫子の道は忠恕のみ”誠実さと思いやりの心があれば人として正しい道を歩める。と答えたそうです。間違いの多い私の人生であるがゆえに、ふと食事の偈、祈りを唱えながら、これから先、長くはない人生ですが、言葉、佇まいを慎み家族の皆様をはじめ、他人様に人間らしい生き方をしたいと願うこのごろです。  
(会長:税理士 表 征史)